

(案)

令和7年度UAV（無人航空機）を活用した観測実証実験業務委託仕様書

1 委託業務の目的

本業務は、災害発生初期に様々な飛行条件の中で、UAV（無人航空機）を保有する事業者に緊急観測を要請し、要請から統括部への情報伝達時間やドローンの性能別の活用方法を整理するとともに、迅速・的確な災害対応への有効性を検証することを目的とするものである。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本業務の広域観測を除く実証実験については、災害現場の撮影（静止画、動画）を行い、オルソ画像を作成するものである。

（1）作業計画

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施に当たっての方針及び作業スケジュールを検討し、作業計画書を立案・作成する。

（2）UAVによる空中撮影

天気や風速の情報を収集し UAV 飛行に問題がないか確認し、天候と周囲の安全が確認された後、手動により UAV を離陸させる。その後、静止画の撮影を開始する。

（3）UAVによる動画撮影

天気や風速の情報を収集し UAV 飛行に問題がないか確認し、天候と周囲の安全が確認された後、手動により UAV を離陸させる。その後、静止画及び動画の撮影を開始する。

（4）オルソ画像の作成

空中撮影及び動画撮影で得られた情報をもとに、オルソ画像の作成を行う。

5 その他

ア 打ち合わせの実施

本業務の遂行に当たり、委託者と受託者で適宜、打合せを行うこと。

打合せ方法是对面とWebのいずれも可とする。

また、受託者は打合せに必要な資料及び会議録を作成すること。

なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。

イ 報告資料の作成

本業務の成果について、報告書を作成すること。

報告書には作業内容、調査のデータ、作業時間及び飛行時の気象状況（天候、風速等）を整理し取りまとめること。

(案)

5 成果品

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	報告書	電子データ（PDF 及び編集可能媒体）
2	画像資料	電子データ（jpeg 形式）
3	映像資料	電子データ（MP4 形式）
4	オルソ画像	電子データ （事前協議によるが、TIFF 形式を想定）

6 業務実施に係る留意事項

（１） 実証実験内容の修正

実証実験で提案された内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。

（２） 記録写真の権利の帰属

本業務委託で撮影した写真及び映像、作成データの権利は委託者に帰属するものとする。

（３） 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

（４） 第三者が権利を有する著作物

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

（５） 再委託

業務実施の遂行に必要な範囲に限り再委託を行うこと。再委託先については発注者と協議を行い、その承認を得ること。

（６） 業務実施体制

受託者は、業務責任者を定めるとともに、業務実施体制表を作成し、委託者との作業計画に関する打ち合わせの際に提出すること。

（７） 調査の要請と応諾

委託者は、災害時に調査を実施する際は、航空法第百三十二条の九十二項を適用し要請するものとする。調査する地域を含む内容で要請は書面で行うことを基本とするが、緊急を要する場合は、電話等の通信方法により行い、後日速やかに要請書を送付する。受託者は、委託者より要請を受けた際の応諾は書面で行うことを基本とするが、緊急を要する場合は、電話等の通信方法により行い、後日速やかに応諾書を送付する。

（８） UAV 飛行における各種申請

(案)

本業務の実施にあたり、必要となる許可申請手續に関しては、受託者が行うものとする。

また、それにあたり生じる費用については、受託者が負担すること。

なお、委託者が作成しなければならない書類については、この限りではない。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。